建築できる主なもの

・兼用住宅（非住宅部分の用途制限あり）
・店舗等で床面積が 3,000 ㎡以下かつ容積率制限以下のもの
・事務所等で床面積が 3,000 ㎡以下かつ容積率制限以下のもの
・図書館等
・病院
・公衆浴場
・診療所
・パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の工場で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る）

建築できないもの

・建築基準法別表第二（ほ）（第一種住居地域内に建築してはならない建築物）に掲げる建築物

・日の出町地区計画三吉野桜木地区整備計画区域複合商業地区②の建築物等の用途制限に掲げる建築物

１．神社、寺院、教会その他これらに類するもの
２．ホテル又は旅館
３．ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 に定める運動施設
４．畜舎（ただし、動物病院や動物の宿泊施設を除く）
５．工場（ただし、建築基準法施行令第 130 条の 6 に掲げるものを除く）
６．危険物の貯蔵又は処理に供するもの
７、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の用に供するもの

・日の出町町有地売払いに係る一般競争入札実施要領 3 ページ ７．禁止用途に掲げる建築物等（建築物が伴わない場合も含みます。）

（１）住居系用途：専用住宅／建売住宅／分譲住宅／共同住宅（アパート・マンション・寄宿舎等）
（２）福祉・公共性用途：老人ホーム／介護保険施設／障害者支援施設／保育所／認定こども園／その他社会福祉事業の用に供する施設
（３）その他禁止用途：宗教施設／墓地、納骨堂その他これらに類する施設／廃棄物処理施設／残土処分場／土砂等堆積上／資材置場のみを目的とする利用／駐車場のみを目的とする利用／倉庫のみを目的とする利用／法令等（地区計画を含む）により制限される用途／その他本要領の目的に反すると町長が認める用途

問い合わせ先

・売払い要領に関すること
日の出町企画財政課契約管財係
電話　042-588-5037

・建築基準法に関すること
東京都都市整備局　多摩建築指導事務所　建築指導第三課
電話　0428-23-3692

・地区計画に関すること
日の出町まちづくり課都市計画係
電話　042-588-5114